

平成28年度

城南地区まちづくり協議会

通常総会議案書

とき 平成28年5月21日(土)13:30～

ところ コミュニティセンター城南会館 2F

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議長選出および書記指名
- 5 議事
 - ・ 1号議案 平成27年度 事業報告(活動実績)
 - ・ 2号議案 平成27年度 会計報告・監査報告
 - ・ 3号議案 役員・組織の承認について
 - ・ 4号議案 平成28年度 事業計画(案)について
 - ・ 5号議案 平成28年度 予算(案)について
- 6 議長解任
- 7 城南児童クラブ活動報告
- 8 閉会のことば

参考資料:

城南地区まちづくり協議会運営協力団体
城南地区まちづくり協議会規約
篠山市地区のまちづくり推進条例
城南地区まち協取組みの概要

「城南地区まちづくり協議会」 総会資料を公表するにあたって

- ・ 願うことから始まる
5年後10年後の”こうあればいいのに”と漠然と思っているだけでは物事は成し遂げられない。本気で担って真剣に願って初めて持てる力が十分に発揮され、新たな創意工夫も生まれる
- ・ 今日もまた新たな一歩
日に新たな気持ちで絶えず進歩向上につとめる
- ・ 批判にこそ耳を傾ける

まちづくり協議会役員の実行規範

- ・ 私たちは、地域住民から成長、発展を望まれる団体となり、社会的良識を持ち行動します
- ・ 私たちは、役員としての自覚を持ち、規律ある行動をします
- ・ 私たちは、定める規則、基本ルールを守り責任ある言動につとめます
- ・ 私たちは、地域の発展と個人の幸福を両立させ豊かで充実した個人の生活の実現に努力します

情報の適正管理

- ・ 私たちは、業務上知り得た個人情報厳正に且つ適正に管理し、正当な業務以外には使用しません
- ・ 私たちは業務上知り得た情報を利用して自らの利益を図ったり部外に情報を漏洩させたりしません

この議案書には、まちづくり協議会の活動において各団体の連携をスムーズにするため、住所や電話番号などの個人情報を掲載しています。この冊子の取扱いには十分に注意し、個人情報は、まちづくり協議会の活動以外には利用しないでください。

もし、管理が十分できないと思われる方は、冊子を持ち帰らないでください。

適正な会計処理と資産管理

- ・ 私たちは、一般に公正・妥当と認められる会計の習慣に従って会計の処理を行います
- ・ 私たちは、協議会の資産を効率的に、かつ適正に活用および管理し、不当、不正な目的には使用しません

平成27年度 城南地区まちづくり協議会活動実績報告

実施日(曜日)	実施内容および計画内容	実施場所	参加者
4月27日(月)	会計監査	コミセン城南会館	役員・関係者
5月16日(土)	城南地区まちづくり協議会定期総会 ・組織改変・活動計画・決算報告、承認	コミセン城南会館	住民、来賓
5月17日(日)	まち×むら交流 (成徳米田植え、生き物観察会)	真南条上営農組合	成徳地区住民
7月11日(土)	まち×むら交流(成徳米生育状況観察・赤 ジャガ掘り、木工細工教室)	真南条上圃場	成徳地区住民
7月16日(木)	介護予防(地域いきいき塾)委託説明会	健康福祉センター	市内まち協
7月21日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
8月1日(土)	囲碁ボール大会(体育部)	小学校体育館	地区住民希望者
8月9日(日)	里山工房くもべ 見学(開発部)	里山工房くもべ	関係者
8月16日(日)	まち×むら交流(デカンショ祭り)	コミセン城南会館	関係者 成徳地区住民
8月18日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
9月13日(日)	まち×むら交流(成徳米収穫祭・サツマイ モ掘り)	真南条上営農組合～ 岩崎公民館～同圃場	成徳地区住民
9月15日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
9月20日(日)	体育大会(体躯部)リサイクルバザー(文化部)	小学校運動場 コミセン城南会館	地区住民
10月17日(土)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月20日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
10月25日(日)	お宝ウォーキング(体育部)	宇土弘誓寺	地区住民希望者
10月29日(日)	加工所 工事完成検査(開発部)	加工所	関係者
11月7日(土)	三世代交流グラウンドゴルフ大会 (ふれあい教育部)	城南小	地区住民希望者
11月8日(日)	文化祭・収穫祭(文化部・産業振興農業部)	小学校体育館	地区住民
11月17日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
12月15日(火)	成徳「ふれあいマルシェ」	六甲道南公園	関係者
1月16日(土)	城南地区まちづくり懇談会(文化部)	コミセン城南会館	関係者
2月14日(日)	加工所 アグリステーション丹波ささやま開所式	加工所	地区住民 来賓
2月21日(日)	ディオこうべ浜手 出展(開発部)	ディオこうべ	関係者
2月23日(火)	介護予防説明会、28年度事業計画検討会	コミセン城南会館	関係者
3月1日(火)	防犯カメラ設置(生活環境部)	コミセン	関係者
3月2日(水)	丹波・篠山市自治会長会幹部 城南見学	アグリ丹波ささやま	関係者

平成27年度城南地区まちづくり協議会
経費収支決算書

1. 収入 (平成27年4月1日～平成28年3月31日) 単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
繰越金	1,417,743	まち協
補助金等	360,000 634,000 534,000 100,000 1,080,000	市) 事務員費 市) まちづくり運営補助金 市) まちづくり計画活動費 市) 体育振興費 県) 加工所設置補助金
自主財源	346,000	まち協会費
その他	83,837 135,800 80,580 14,000 13,000 178 800,000 320 10,000 140,000 185,562 1,500,000 470,000	マルシェ参加料 成徳食事代 バザー売上 城南音頭CD売上 まちづくり連絡会資料代 預金利息 児童クラブ立替金返金 真空パック使用料 アグリステーション開所式祝儀 " 入会金 " 売上金 " 開設に伴う借入金 小口現金戻し入れ
収入合計	7,905,020	

2. 支出 単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
事務員費	360,000	
事務費	210,853	コピー使用料119.050 事務用品他48.171 コピー機リース代43.632
通信費	75,583	eo光 75.583
会議費	12,744	監査3.850、研修会費8.894
事業経費		
生活環境部	326,916	防犯カメラ設置
文化部	82,665	文化祭、バザー、まちづくり懇談会
体育部	220,100	体育祭、囲碁ボール大会、ウォーキング
ふれあい教育部	34,744	三世代交流グランドゴルフ
産業振興農業部	408,561	まちむら交流事業、他
総務部	597,493	広報誌発行、敬老会補助、他
開発部	4,509,533	加工所開設に伴う費用
小口現金払い出し	470,000	
小計	7,309,192	
繰越金	595,828	平成28年度へ
支出合計	7,905,020	

収入決算額 7,905,020 円
 支出決算額 7,309,192 円
 収入支出差引額 595,828 円 (平成28年度へ繰越)

監査報告書

「城南地区まちづくり協議会」

会長 松尾与史彦様


私たちは、平成 27 年度における「城南地区まちづくり協議会」の事業及び会計の監査を行ったので、その結果を次の通り報告いたします。

1. 「城南地区まちづくり協議会」の会計について帳簿、預金通帳及び証拠書類を監査したところ適正かつ正確に処理されていることを認めます。

2. 各種事業執行について決済書類等を開覧するなど事業執行の妥当性を検討したところ、事務報告の内容は法令及び定款に従い、団体の状況を正しく示しているものと認めます。

平成 28 年 5 月 10 日

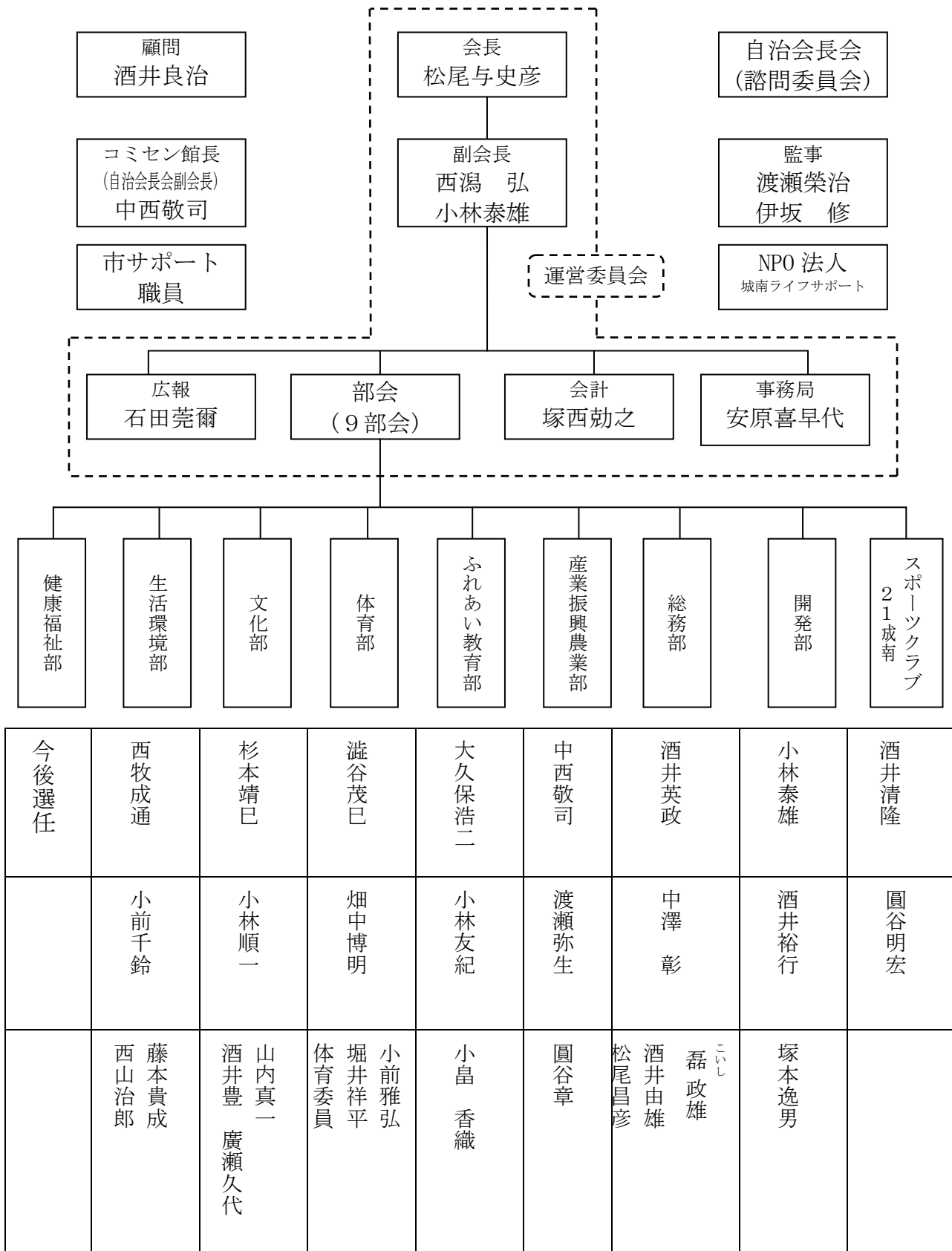
監査

松尾行男 

監査

伊坂修 

城南地区まちづくり協議会 組織及び役員(案)



城南地区まちづくり協議会役員

役 職	氏名	住所	電話番号
会長	松尾与史彦		
副会長	西潟 弘		
副会長	小林泰雄		
総務部長	酒井英政		
同副部長	中澤 彰		
生活環境部長	西牧成通		
同副部長	小前千鈴		
ふれあい 教育部長	大久保浩二		
同副部長	小林友紀		
体育部長	澁谷茂巳		
同副部長	畑中博明		
文化部長	杉本靖巳		
同副部長	小林順一		
産業振興 農業部部長	中西敬司		
同副部長	渡瀬弥生		
開発部長	小林泰雄		
同副部長	酒井裕行		
健康福祉部	今後選任		
同副部長	〃		
監事	渡瀬榮治		
監事	伊坂 修		
会計	塚西勅之		
顧問 NPO 城南ライフ サポート理事長	酒井良治		
事務局主事	安原喜早代		

1. まち協活動の現況

19地区が順次、まちづくり協議会(以下、まち協という)を立ち上げ、平成24年度全ての地区がまち協を発足し、城南地区は、今年度で10周年を迎える。

「篠山市地区のまちづくり推進条例」に基づき各地区が、住民主導で特色のある活動を行うことが定着しつつある。

(1) 行政の施策

参画と協働を基本とした、みんなで育てるまちづくりのルールが「篠山市自治基本条例」として平成18年制定され、従来の平等支援から、熱意ある地域を重点に支援する傾向にある。

(あらゆる交付金は、蛇口を開けに行き、開けなかったら出ない)

(2) 活動組織の広域化

地域活動の効率化、費用効果から、集落単位から旧村単位の集落が連合し広域化した組織であるまち協に対して支援している。

2. まち協活動について

まち協設立後9年間の活動を振り返り、当初からの学校・都市との交流、子育て支援等、有機的に作用し、多くの取組みの選択肢が出来てきたが、地区に適した事業に整理しながら進める。(ご参考:本議案書最終ページ まち協取組みの概要)

(1) まちづくりの課題に対するアプローチ

① 地元の良さの発信が出来ていない

城南は篠山市街の中心から近く地理的に恵まれて、南の玄関であるにも拘らず、城南として関心を持って貰えるような情報を内外にまだまだ発信出来ていない。

アプローチ:

- ◇ ふる里マップの次のステップとして、お宝を多くの方々に知って貰おう。
- ◇ 加工所開設に伴い、新たな交流場所を積極的にアピールする。
- ◇ フェースブック等のSNSを積極的に活用する。

② アグリステーションは開所したが、「6次産業化」は今後の大きな課題として残る。

アプローチ:

- ◇ 地区内の有志にアグリステーションスタッフとして参加してもらい、生産⇒加工⇒販売まで六次産業化の具体的な仕組みを研究、開発しこれを実践していく。
- ◇ 作っても売り先がなければ成功はおぼつかない。販路拡大のアンテナを張り、市外にも積極的に宣伝していく。

(2) まち協の役割

① 永続性・実効性のある組織づくり

組織の有り方について、他地区の反省点を踏まえ、22年度から組織体制について試行的に推進して来た。

平成24年施行のまちづくり推進条例 第6条「まち協の役割」に沿い、組織の有り方を永続的に考えて行く。

②自治会長会との協調体制

自治会長会は、行政との重要なパイプとして単位集落の自治活動に責めを負っている。

まち協は、まちづくり推進条例 第7条「まち協および自治会長会」に基づき、自治会長会を重要な諮問機関と位置づけ、新たな取組み等、自治会長会と絶えず相互理解の上、推進する。

③設備の整備

平成20年度から、5年間の県民交流広場事業に取組み、児童クラブ開所を主目的に活動拠点づくりを行い、トイレの新設等、コミセン館長のもと、補修、更新し現在に至っている。

今後の活動に見合った拠点や設備の整備が望まれ、旧保育園跡を借り受け、当面、加工所、講習所、将来各種の展示場に活用する。

④NPO 法人の奨励

NPO 法人は、公明で継続性のあるコミュニティビジネスにつながり、参画者による思い切った活動が出来、地域の活性化に大いに寄与する。「NPO法人城南ライフサポート」の業態拡大や、新たなNPO法人を奨励して行く。

3. 平成28年度の主要取組み

子育て支援、農業振興、お年寄りの居場所づくりの3本柱を基本に従来からの行事の盛り上げと併せ、今年度は、介護予防事業についてのコンセンサスを得ながら事業計画を立てる。

城南地区はまちづくり活動を評価され、26年度、県の「移住・交流による地域活性化事業」に引き続き、27年度「がんばる地域 交流・自立応援事業」を継続して申請し、食品加工所の整備を行って来た。

今年度も地域に根付く事業に限定し、吟味して活用する。

(1) お年寄りが生き生きと、また、若者に住んでもらえる地域づくり

①介護予防事業(新規事業)

介護保険制度改正により、現行の介護予防事業をさらに進めるため、地域の拠点、(コミセン城南会館)で、地域ぐるみの展開により、**介護予防教室(いきいき塾)を他地区**に呼応して城南地区も立ちげ、自分達の周囲の高齢者がいつまでも元気で過ごせる地域を自分達で作る。

②城南小では、27年度から「学校地域運営協議会」(コミュニティースクール)に取り組みされる、若者が城南を好きになり、子どもの元気な声が聞こえ、都会から移住してもらえる安全、安心な地域づくりを目指す。

③乳幼児から一貫した児童保育環境

児童クラブの運営に加えて、未就学児童(おなかの中の子供、乳児、幼児)のお母さんが子育てについて悩みを抱えアドバイスや情報が必要なとき、相談できる環境づくりを目指す。

④農事法人の営農組合を有する恵まれた地域である。営農組合の長年の経験から学び、営農組織化のための相互研鑽を深め、農業振興を図る。

(2) 神戸市灘区成徳地区とのまちむら交流

成徳とは、平成22年3月、協定に基づき、成徳米づくり、デカンショまつりの受入、野菜市アンテナショップ(以下、ふれあいマルシェ)への出品により交流を深め6年目を迎える。

売り方の改善、農産物の加工品の試行・販売と併せて、まちとむらの良さの再発見につながる継続した事業として取り組む。

(3) 元町マルシェの積極的参加

1 昨年6月から元町マルシェで農産物・加工品の委託販売を開始したが参加者が一部の生産者に限られ、冬期の集荷が少なく継続的な引き取りが危ぶまれる。
今年度は野菜に加えて、加工品の販売を増やし継続して集荷できるよう働きかける。

(4) 農産品加工所の育成

そうざい製造、味噌製造、菓子製造、飲食店営業の許可を保健所から取得し、28年2月14日開所にこぎつけた。
当加工所が持続可能な事業を展開するためにも、核となる商品、サービスを本年度中に育てる。
地区内の賛同者に限定せず、加工所および、販売、その他複合的な活性化が図れるようであれば市内の起業家の加入を促す。

4. 部別事業(活動)計画

大文字・太字ゴシックは、28年度推進事項

尚、小文字は、各部で従来から実施していること、および中長期的に実施しようとしている事項を示す。

【総務部】

今年度、3名加入していただき。下記の事業の推進・支援を行う

- ①「まち協」の中核として各部の活動の補助とアドバイスを行う
- ②実施される活動の資料作成と記録、報告作業を行う
- ③広報活動「会誌・城南の風」の定期的な発行と配布
集落のまちづくり協議会委員や若い方、女性の参画を求め、最近のネットワークサービスを活用し興味を引く記事を編集する。
- ④ホームページ(城南の風)の編集と更新作業
③に同じ
- ⑤ホームページ(城南の風)へアクセス、5年で79万回以上の実績を活かし、地元の各種店舗のコマーシャル等を試行し、活動費捻出の検討を行う
- ⑥「城南ふる里マップ」の各戸配布、コミセンの大看板の次のステップとして、継続事業として、各集落の活動拠点やお宝そのものに看板を設置し内外に情報を発信する
- ⑦都市との文化交流事業(成徳地区、元町との交流の事務局)
今年2月にオープンしたアグリステーションを利用したイベントの企画
 - * **デカンショ祭り見学体験会**
 - ・ 子ども同士の交流 → 少年野球、ドッジボール、バレーボール
 - ・ サークル活動の交流 → お互いの発表会に出演する
 - ・ 里山歩き(城南マップをもとに城南地区のお宝発見ハイキング)
 - ・ 成徳との交流協定書に基づき、まち協レベルで出来る災害時における相互援助に関する活動の検討
 - * **丹波篠山特産物の販売**

今年も成徳の協力のもと、参加集落を増やし、7月から翌1月、第3火曜日、灘区南八幡会館でのアンテナショップを開催する。生鮮野菜他、食品加工試行、販売方法を工夫し、拡販に繋げたい
- ⑧新規事業、部活動に活かせる資金の捻出
- ⑨「部」相互の連携と協調を図る
少年野球や駅伝に好成績をあげている。その他、対外活動・出場の支援を行う

【生活環境部】

- ①篠山市福祉部の推進する「ささやま安全・安心ネット」への登録援助
(自治会長、民生・児童委員、民生児童協力委員、福祉委員との協力)
- ②防犯カメラの設置・活用
防犯カメラ設置は、犯罪抑止制効果が大きく、27年度、コミセンに設置した。**運用責任者は、コミセン館長**とし、警察署等からの防犯カメラのデータの調査、検索は、コミセン館長を通じて行う。
- ③お年寄りを対象として→ 悪質リホーム・金融詐欺・しつこい投資勧誘の見張り
(民生委員・福祉委員との連携)と相談・自宅周辺での交通事故防止・免許証返納制度の説明
- ④一人暮らしの老人を対象として → 一定の距離を置いての見守り、有事に
(自治会長・民生委員・福祉委員との連携)備えて連絡先を各自治会で把握
- ⑤防災マップ(緊急時避難場所・安否確認のシステム)の活用
- ⑥環境保全のための活動 → 景観保持のための作業(河川・山林・歴史的建造物・桜)と防犯活動(地区内巡回・防犯灯点検・危険箇所の改善を継続する)

【ふれあい・教育部】(自治会長・民生委員・福祉委員との連携による)

- ①地域ふれあい活動(通学合宿、3世代交流グラウンドゴルフ等)
平成18年度より始め伝統行事となっている。PTAの要請により、自治会、愛育班、更生保護女性会、老人クラブ(松寿会)等の積極的な協力のもと、まち協として地域住民の良きふれあいの場として、PRし、継続して受入体制を作る
- ②城南小学校のコミュニティースクール開始に伴う対応
まち協として、城南小学校からの要請で、語り部をお願いした程度であるが、既に地区内では、以前から登下校の見守り、農地の提供、クラブ活動の指導に関わっている方が居られる。コミュニティースクールの進展に呼応出来るまち協の体制づくりを行う。
- ③城南地区に昔から継承された季節ごとの行事、催事(遊び、おもちゃ、祭り)や語り継がれた昔話、民話を後世につなぐため、紙芝居や映像の録画保存する
- ④放課後教室、城南児童クラブの運営に協力する
- ⑤地域で実施の「人権教室」「住民学習会」に住民の参加を啓蒙する
- ⑥活動拠点(コミセン)と加工所アグリステーション丹波ささやま、城南幼、小学校の地理的な利便性を活かし相互活用を図る

【体育部】

- ①城南地区体育大会・グラウンドゴルフ大会・囲碁ボール大会
今年度は、子どもの参加を呼びかける
- ②スポーツを通じて人間関係を深め、住民の健康増進と体力増強につとめる
最近、健康に関する関心はますます高まり、食生活の改善、運動不足解消について取り組む人を応援する
- ③スポーツクラブ21城南や松寿会を主メンバーとした「ふれあいグラウンドゴルフ」などの各種スポーツの活動を支援する
- ④お宝ウォーキング

【文化部】

- ①リサイクルバザー
今年度は、広報誌等、広く案内し沢山の出品をお願いする
住民の厚意によるリサイクル商品を提供して頂き、体育祭、文化部発表会開催時に販売する。人気があり多くの参加をして頂いている。体育大会と同日開催は人手不足であり、単独実施か、他の催しと共催を検討する

②文化祭(サークル活動発表会)

盛り上げを図るため、各種サークル・同好会、書画、陶芸等の発表の場とし、三味線の他、発表会等、地区の子どもや学生、外部の団体の参加も願います。実施に当っては、リサイクルバザーとの共催、収穫祭等との開催時期を考慮する。

③囲碁、将棋同好会の支援

④先人達により継承された地区内の郷土芸能、祭りの継承と後継者の養成

⑤語り継がれた民話、城南地区で歌われ続けられた「城南音頭」を大切にす

【産業振興農業部】

①集落営農組織づくりの支援推進事業(自治会長、農会長との協働)

②先進地視察

実効性のあるテーマを検討し、選定する

③収穫祭(農産物品評会)

農業振興の一助として文化部との共催で、収穫祭(農産物品評会)を実施する。農産物の加工法の講習会、試食会、即売会等検討し。計画段階から自治会長により農会長への出品要請や、賞品等を検討し、盛り上げを図る

④都市との農業関連交流事業

アグリステーション丹波ささやまを拠点とした農業体験など都市住民との交流事業

⑤開発部と連携しながら綿等の新たな農産物の栽培を行う。また、それに向けた勉強会を開催する

【スポーツクラブ21城南】

地区住民のふれあいの場づくりをスポーツと文化活動をとおして進め、約90名の会員を有している。

現在、グラウンドゴルフ(雨天:囲碁ボール)、健康体操、すずめの学級(童謡・唱歌唄う会)少年野球、城南バレーボール、親子混成ファミリーバドミントンを開催している。

定期開催のふれあいグラウンドゴルフ等、関連部、関連団体と連携し地区内相互の親睦を図る。会員拡大のため、子どもから高齢者が楽しめ、活動できる種目の新設を検討する。

【開発部】

①アグリステーション丹波ささやま自立のための継続支援

※資金支援ではなく、ノウハウの確立、資金を継続的に回し続けるシステム作りの支援を行う。具体的には、マーケティングノウハウ、販路開拓、その他農産物加工、販売に関する専門的知識の習得の手助けを行う。

※現在参加していただいている会員を中心に自立出来る仕組みを作り上げる。

※月一回(目標)のイベントを企画・実施し、集客力のアップに繋げる。

□ アグリステーション丹波ささやまを積極的 PR

※京阪神に絞り、物産展に加工品を出展しアグリステーションの PR を行う。

※同時に新鮮野菜の即売、PR も行う

□ アグリステーションインターネットショッピングモールの効果的運用

※ウェブショップの立ち上げは終わったが、これから商品の掲載とともに、ブログの充実、フェイスブックとの連動など情報発信を積極的に行い、売りに結び付ける。

□ 新製品の開発

※四季折々の核となる新製品の開発を行う。

□ 販路開拓を積極的に行う。

※商談会や物産展にできるだけ参加し、継続可能なビジネスパートナーを見つける。

□ スタッフの養成

※生産・販売、包装技術、衛生管理について講習会を開催する。

②アンテナショップ等による農産物の販売方法の改善、仕組みづくり

※元町マルシェに毎週集荷に来てもらえるよう、加工商品数種類を毎週出品する。

毎週集荷があるということで、一次産物(野菜類)の出品がしやすくなる。

※夏野菜が出回る頃、生産者がマルシェまで出向き、実際に対面販売を行い、消費者のニーズ等を肌で感じ、より魅力的な品ぞろえをしていく。

③乳幼児母親ふれあいの場

※妊婦を含むお母さんがおなかの中の子供、乳児、幼児、未就学児童の子育てについて悩みを抱えアドバイスが必要なとき、相談や情報交換ができる環境を創る。

※乳幼児母親ふれあいの場は託児施設ではなく、お母さんが気軽に相談、情報交換ができる場所づくりを目指す。

新設【健康福祉部】(自治会長・民生委員・福祉委員との連携による)

①介護予防事業(いきいき塾)

篠山市は、2年間で介護予防教室(いきいき塾)を再編し、やすらぎ園、および、各地区まち協に委託し、住民に介護予防のノウハウを知ってもらい、地域で高齢者の健康を支える態勢を目指している。

19地区中、既に3地区が立上げており、各集落2名の補助スタッフ(部員)が毎週、約2名の当番制で介護予防教室(いきいき塾)の支援をしている。

自治会長より有償ボランティアによる補助スタッフ(健康福祉部員)をお願いしており、自治会長、まち協役員を中心に設立に向け打合せを行い推進していく。(立上げ日程は未定)

②地域ふれあい活動(3世代交流グラウンドゴルフ、リサイクルバザー等)

PTAやふれあい教育部の要請により、自治会、老人クラブ(松寿会)等の積極的な協力のもと、地域住民の良きふれあいの場として、PRし受入体制作る。

平成28年度城南地区まちづくり協議会
経費収支予算書(案)

1. 収入 単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
繰越金	595,828	
補助金等		
	634,400	市) まちづくり運営補助金
	534,500	市) まちづくり計画活動費
	360,000	市) 事務員費
	100,000	市) 体育振興費
	160,000	市) 県) 防犯カメラ設置助成金
	428,000	市) 加工所開設に伴う補助金
	270,000	県) 加工所開設に伴う補助金
	1,000,000	県) 加工所開設に伴う補助金
自主財源	340,000	まち協会費
その他	312,172	マルシェ、成徳食事代、バザー他
預金利息	100	
収入合計	4,735,000	

2. 支出 単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
事務費	200,000	コピー代、コピー用紙、事務用品
通信費	90,000	切手代、光通信費
会議費	15,000	研修会費、お茶代
事務員費	360,000	事務員費、役務費
事業費		
生活環境部	50,000	危険個所表示板作成
文化部	100,000	文化祭、バザー、まちづくり懇談会
体育部	350,000	体育祭、グラウンドG、囲碁ボール、ウォーキング
ふれあい教育部	35,000	三世代交流グラウンドゴルフ
産業振興農業部	500,000	
		まちむら交流事業 300000
		先進地視察研修 150000
		収穫祭 50000
総務部	600,000	広報誌発行、敬老会助成、成徳マルシェ、デカンショ祭参加
開発部	2,192,093	償還金(958,593)、物産展、備品購入、
介護予防事業	30,000	
予備費	212,907	
支出合計	4,735,000	

*28年度予算執行にあたり、科目間の流用を認めるものとする。

城南児童クラブ活動報告

児童クラブ利用コミセン利用と定員

部屋名	面積	定員	
児童クラブ居室 (専有部)	54.94 m ²	33	通年使用
コミセン研修室 (共用部)	54.65 m ²	33	通年使用
クラブハウス (共用部)	50.41 m ²	30	長期休暇中使用
大会議室 (共用部)	83.72 m ²	50	長期休暇午前中のみ使用
コミセン談話室 (共用部)	14.25 m ²		静養室

受入可能定員 (児童一人あたり 1.65 m²)

通年定員	長期休暇定員
66 人	96 人

利用児童数推移

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
通年利用	27	45	48	58	56	64	61
長休利用	32	43	35	36	41	43	47
計	59	88	83	94	97	107	108

指導員数 (平成 27 年度実績)

	人数	平均年齢
指導員	5	45
補助指導員	10	71
臨時指導員	7	30

収支決算書

平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	20,000	
賛助会員受取会費	30,000	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
ボランティア受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
放課後児童健全育成事業助成	11,273,000	11,273,000
4. 事業収益		
放課後児童健全育成事業利用料	4,335,400	4,335,400
5. その他収益		
受取利息	91	
雑収益	62	153
経常収益計		15,658,553
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	12,864,800	
法定福利費	1,596,776	
通勤手当	30,000	
人件費計	14,491,576	
(2) その他経費		
旅費交通費	37,950	
保険料	85,436	
衛生・安全対策費	25,030	
原材料・備品購入	215,157	
利用料	126,200	
修繕費等	231,984	
通信運搬費	55,827	
光熱水費	276,000	
消耗品	140,228	
その他経費計	1,193,812	
事業費計		15,685,388
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		15,685,388
当期経常増減額		△ 26,835
III 経常外収益		
1. 過年度損益修正益		
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
III 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△ 26,835
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		△ 26,835
前期繰越正味財産額		49,723
次期繰越正味財産額		22,888

城南地区まちづくり協議会運営協力団体

自治会長会

自治会名	自治会長	住所	電話番号	役割分担
北	澁谷茂巳			
ひまわり	田中常夫			
野中	西潟 弘			
リバーサイド 野中	中澤 彰			
谷山	杉本靖己			
岩崎	酒井実良			
宇土	佐圓正樹			
小枕	畑中博明			
真南条上	渡瀬弥生			
真南条中	中西敬司			
真南条下	小林順一			
栗栖野	酒井 優			
事務局	安原喜早代			
事務局	南 千江子			
事務局	コミセン 城南会館			

まちづくり協議会委員

自治会名	氏 名	電話番号	郵便番号	住 所
北	藤本貴成			
ひまわり	山内真一			
野中	磊 政雄			
リバーサイド野中	中澤 彰			
谷山	西牧成通			
岩崎	名定一成			
宇土	小前雅弘			
小枕	西山治郎			
真南条上	辻 直通			
真南条中	堀井祥平			
真南条下	松尾昌彦			
栗栖野	酒井 豊			

体育委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	上前信男			
ひまわり	諏訪蘭純一			
野中	山本陽三			
リバーサイド野中	八木智之			
谷山	西牧敏男			
岩崎	山鳥有史			
宇土	小前久幸			
小枕	中西孝司			
真南条上	樽井康充			
真南条中	本荘保義			
真南条下	小稲哲也			
栗栖野	田中 孝			

人権のまちづくり推進員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	澁谷真裕			
ひまわり	田中松市			
野中	藤田得男			
リバーサイド野中	富永智壽子			
谷山	西牧成通			
岩崎	名定一成			
宇土	杉尾則之			
小枕	前川 昭			
真南条上	小林沙緒里			
真南条中	酒井由雄			
真南条下	松尾和典			
栗栖野	酒井博之			

民生委員・児童委員

担当地区名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北・ひまわり・リバーサイド野中	塚西勅之			
野中・谷山	廣瀬芳孝			
岩崎・宇土	小前千鈴 (理事)			
小枕	西山治郎			
真南条上・中	堀井紀子			
真南条下・栗栖野	松尾純子			

民生・児童協力委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	藤本邦子			
ひまわり	栄村光明			
野中	杉本ムツ子			
リバーサイド野中	戸出直樹			
谷山	室垣多江			
岩崎	酒井道子			
宇土	小前久雄			
小枕	小村恵子			
真南条上	小林郁子			
真南条中	広瀬はるみ			
真南条下	松尾美喜子			
栗栖野	酒井眞美			

福祉委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北				
ひまわり				
野中				
リバーサイド野中				
谷山				
岩崎				
宇土				
小枕				
真南条上				
真南条中				
真南条下				
栗栖野				

防犯委員

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	石倉知己			
ひまわり	村上幸男			
野中	西潟 弘			
リバーサイド野中	宮脇美和子			
谷山	杉本 薫			
岩崎	上坂千登勢			
宇土	小前 武			
小枕	西山信浩			
真南条上	渡瀬弥生			
真南条中	中西啓司			

防犯委員 前ページのつづき

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
真南条下	小林順一			
栗栖野	田中 孝			

松寿会

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
第一松寿会 (北・野中・ひまわり・リ バーサイド野中)	田中 眞一			
第二松寿会 (宇土)	佐圓 茂雄			
第三松寿会 (小枕)	畑中 源文			
第四松寿会 (真南条上)	酒井 勇			
第五松寿会 (真南条下)	松尾与史彦			
第六松寿会 (真南条中)	岸本 一彦			
第七松寿会 (谷山)	西牧 邦雄			
第八松寿会 (栗栖野)	酒井 英政			

農会長

自治会名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
北	藤本武則			
野中	大西信令			
谷山	杉本興治			
岩崎	酒井享一			
宇土	小前久徳			
小枕	大森正勝			
真南条上	小林嘉和			
真南条中	酒井壮一			
真南条下	小稲敏明			
栗栖野	酒井 亨			

学校関係

所属	氏名	電話番号	郵便番号	住所
城南幼小学校長	山下 誠			
城南幼小学校教頭	畑中さとり			
城南小学校PTA	大久保浩二			
城南小学校PTA	小林友紀			
篠山中学校PTA	波多野亜希			

各種団体代表

団体名	氏名	電話番号	郵便番号	住所
文化団体代表	酒井君代			
城南子ども会	小島 香織			

篠山市まちづくり支援員

担当	氏名	担当	氏名
地区リーダー	野々村康	まちづくり支援員	酒井 誠
住民学習支援員リーダー	杉野和則	まちづくり支援員	酒井正幸
自治会連絡員リーダー	西牧成通	まちづくり支援員	小林 優
まちづくり支援員リーダー	酒井一弘	まちづくり支援員	戸出雅美

城南地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は地域課題の解決に向け、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、以下に掲げるような共同活動を行うことにより、地域力を高め住みよい城南地区を形成していくことを目的とする。

- (1) 人権のまちづくりの推進
- (2) 地域の健康・福祉の推進
- (3) 地域防災・地域防犯活動の推進
- (4) 地域環境の保全
- (5) 教育・文化・スポーツ活動
- (6) 地域の芸能文化の継承と振興
- (7) 地域で発生した課題の解決
- (8) 域資源の発掘・活用
- (9) 地域内および外部とのコミュニティ活動の推進(都市と農村との交流)
- (10) 学校と連携を深め、子どもの育成への地域ぐるみの支援
- (11) 農業の振興と特産品の創造、商品化によるコミュニティビジネスの展開

(名称)

第2条 この会を城南地区まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称し、まち協と呼称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次の通り置く。
篠山市小枕130番地(コミュニティセンター城南会館内)

(区域)

第4条 協議会の活動範囲区域は城南地区内とする。

第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 城南地区に居住する住民
- (2) 城南地区住民で活動する自治会、団体
- (3) 城南地区に住所地を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(入会)

第6条 前条に規定する者が入会意志を示した場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 部長
- (4) 副部長

- (5) 事務局長
- (6) 監事
- (7) 会計
- (8) 広報
- (9) 事務局主事
- (10) 事務局副主事
- (11) 顧問
- (12) 市役所サポート職員

- 2 会長、副会長、会計及び監事は総会において選出する。
- 3 事務局主事及び事務局副主事は会長が任命する。
- 4 部長は各部において選出する。
- 5 顧問は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会長会等の各種団体から構成された協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- (3) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (4) 会計は、協議会の活動の財務を司ると共に会計事務を処理する。
- (5) 事務局長、事務局主事は、協議会事務を総括する。
- (6) 顧問は経験と知識をもって助言する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会、部会及び諮問委員会(以下「会議」という)とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議の開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の構成員が出席しなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長または部会長の決すところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、諮問委員会委員、まちづくり協議会委員及び協力団体代表委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は次の事項を決定する。

(1)会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命 同意

(2)協議会の事業計画、予算、決算に関すること

(3)その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長、副会長、会計、広報及び事務局により構成する。

2 運営委員会は、主要な事業計画、規約の改正を検討し、諮問委員会に相談する。

3 運営委員会は、事業実施に於ける問題点の解決について審議決定し、主要問題点は、諮問委員会に相談する。

4 運営委員会は、会長が招集する。

5 会長は、運営委員会の議長となる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の部を置く。

(1)生活環境部

(2)文化部

(3)体育部

(4)ふれあい教育部

(5)産業振興農業部

(6)総務部

(7)開発部

(8)スポーツクラブ21城南

2 部員は、運営委員会の同意を得て、会長、部長、副部長が会員の中から選任する。

3 部には、部長、副部長及びリーダーを置く。

4 部長及び副部長は、部委員の中から選出する。

5 部長は、部を代表し部を総括する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(部間の調整)

第15条 部間の調整は運営委員が当たることとする。ただし、部相互の協議により協議する場合はこの限りではない。

(諮問委員会)

第15条の2

1 諮問委員は、各集落から選出された自治会長によって構成する。

2 協議会の運営について、運営委員会より相談された主要な事業計画、規約の改正の検討及び、事業実施に於ける主要問題点の解決について助言する。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充る。

2 協議会は下記の会計を有する。

(1)まち協活動

事業をより効果的に進めるため自主財源として単位自治会より納付される活動費

(2)篠山市まちづくり協議会運営資金

(3)その他各種補助金

3 費用弁償

協議会の円滑な運営を図るため別紙「支給規則」に基づき費用弁償をする。

4 会計間の資金の移動

会計間、科目間の資金移動を認める。

5 協議会の会計年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第17条 前条第2項第1号の規定により徴収する会費は一世帯あたり年額400円とする。

第5章 その他

(規約の変更)

第18条 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第19条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

本規約は、平成19年7月1日から施行する。

本規約は、平成20年7月5日一部改正する。

本規約は、平成21年7月18日一部改正する。

本規約は、平成22年5月15日一部改正する。

本規約は、平成23年5月14日一部改正する。

本規約は、平成25年5月18日一部改正する。

○篠山市地区のまちづくり推進条例

平成 24 年 6 月 28 日
条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内各地区のまちづくりについて、市、市民及びまちづくり協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援策等に関し必要な事項を定めることにより、明るく住みよい地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 生活基盤及び歴史・文化を共有し、地域の個性及び特性を発揮できる区域であって、規則で定めるものをいう。
- (2) まちづくり 地区に居住する住民の合意に基づき、住みよさ及び地域力の維持と向上を目的として行う自主的な活動をいう。
- (3) まちづくり協議会 地区のまちづくりを総合的かつ主体的に行う団体で、当該地区の住民及び地区の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるコミュニティ組織をいう。
- (4) まちづくり計画 地区の将来像及びそれを達成するための事業計画をいう。
- (5) 地区自治会長会 各地区に属する集落を代表する自治会長によって構成される地区の組織をいう。

(基本理念)

第 3 条 地区のまちづくりは、篠山市自治基本条例(平成 18 年篠山市条例第 32 号)第 3 条及び第 20 条の規定に基づき、地区の自主性を尊重し、地区及び市が相互の役割を理解しながら協働して行われるものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、地区のまちづくりを推進するために、必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、地区への関心を高めるとともに、地区のまちづくりの推進に参画するものとする。

(まちづくり協議会の役割)

第 6 条 まちづくり協議会は、地区住民の合意により、住みよい安心安全の地域づくり、福祉の向上並びにコミュニティの増進及び活性化の取組等、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり協議会及び地区自治会長会)

第 7 条 まちづくり協議会は、地区自治会長会と一体となり、又は相互に協力し、地区のまちづくりの推進に努めるものとする。

(まちづくり計画の策定)

第 8 条 まちづくり協議会は、地区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を策定することができる。

(まちづくり計画の尊重)

第 9 条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第 10 条 市は、まちづくり計画の策定及び当該計画に基づくまちづくり活動が進捗するよう、まちづくり協議会に対して技術的支援及びその他の処置を講ずるとともに、予算の範囲内において、財政支援をすることができる。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

城南地区まち協 取組みの概要

NO	取組事項	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
1	まち協											
2	3世代交流 (通学合宿、クラブゴルフ)											
3	(県) 県民交流広場事業											
4	活動拠点整備 (コミセン増改築)											
5	NPO法人設立 (城南ライフサポート)											
6	城南児童クラブ											
7	農産品加工所											
8	神戸大 ワールド演習受入											
9	まち*むら交流 (灘区成徳地区)											
10	元町マルシェ企画											
11	(県)ふるさと自立計画 推進モデル事業											
12	(県)がんばる地域 自立応援事業											